

令和4年3月8日

2市2町の住民の皆様へ

高砂市

東播臨海広域クリーンセンターに関するお詫びとご報告

高砂市、加古川市、稲美町及び播磨町（以下「2市2町」という。）によるごみ処理広域化のため、高砂市（以下「本市」という。）に建設しております東播臨海広域クリーンセンター（以下「本施設」という。）の試運転時に焼却施設内で発生した灰の一部において、含有されるダイオキシン類の濃度が埋立処分及び再資源化の施設の受入基準を超えて、本市が事業者へ求める水準を満たしていないため、本施設の完成、引渡しを受ける状況に至っておりません。このため、当初予定しておりました令和4年4月1日からの本格稼働について遅れが生じております。

また、本施設内の発電用蒸気タービン発電機の部材の製造過程で熱処理時間に虚偽があった事案がありました。本市は、現在事業者に対し製品の安全性の確認と証明を求めています。

なお、本施設の煙突から外部に排出される排ガスのダイオキシン類の濃度については、法基準及び本施設の自主管理基準を大きく下回っており、周辺環境への影響はありません。

また、ごみ処理には問題がないため、2市2町からのごみの受入れについては、通常どおり行います。

以上の点に関し、本市並びに加古川市、稲美町及び播磨町の住民の皆様におきましては、ご不安、ご心配をおかけすることとなりましたことを心からお詫び申し上げます。

1 事案の概要

- (1) 現在、本施設において、可燃ごみ処理施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の試運転を行っています。

可燃ごみ処理施設の試運転において、可燃ごみの焼却処理により発生する灰のうち、

飛灰及び飛灰処理物に含有されるダイオキシン類が埋立処分及び再資源化の施設の受入基準を超えており、本市が事業者へ求める水準を満たしておりません。

(2) (1)に伴い、飛灰及び飛灰処理物の埋立処分及び再資源化について、当初予定していた施設への搬入ができず、本施設内及び最終処分場に安全対策を施し仮置きしています。

(3) (1)の原因究明及び対策に時間を要しており、令和4年3月末に予定していた施設の完成及び事業者から本市への引渡しができなくなり、事業者から工期延長の申し出がなされました。

2 施設内において発生する灰について

(1) 主灰（しゅばい）

本施設内で発生する灰の約8割を占める主灰については、埋立処分及び再資源化の施設における受入基準を満たしており、当初の予定どおり、処分先の施設へ搬出しています。

(2) 飛灰（ひばい）及び飛灰処理物（ひばいしよりぶつ）

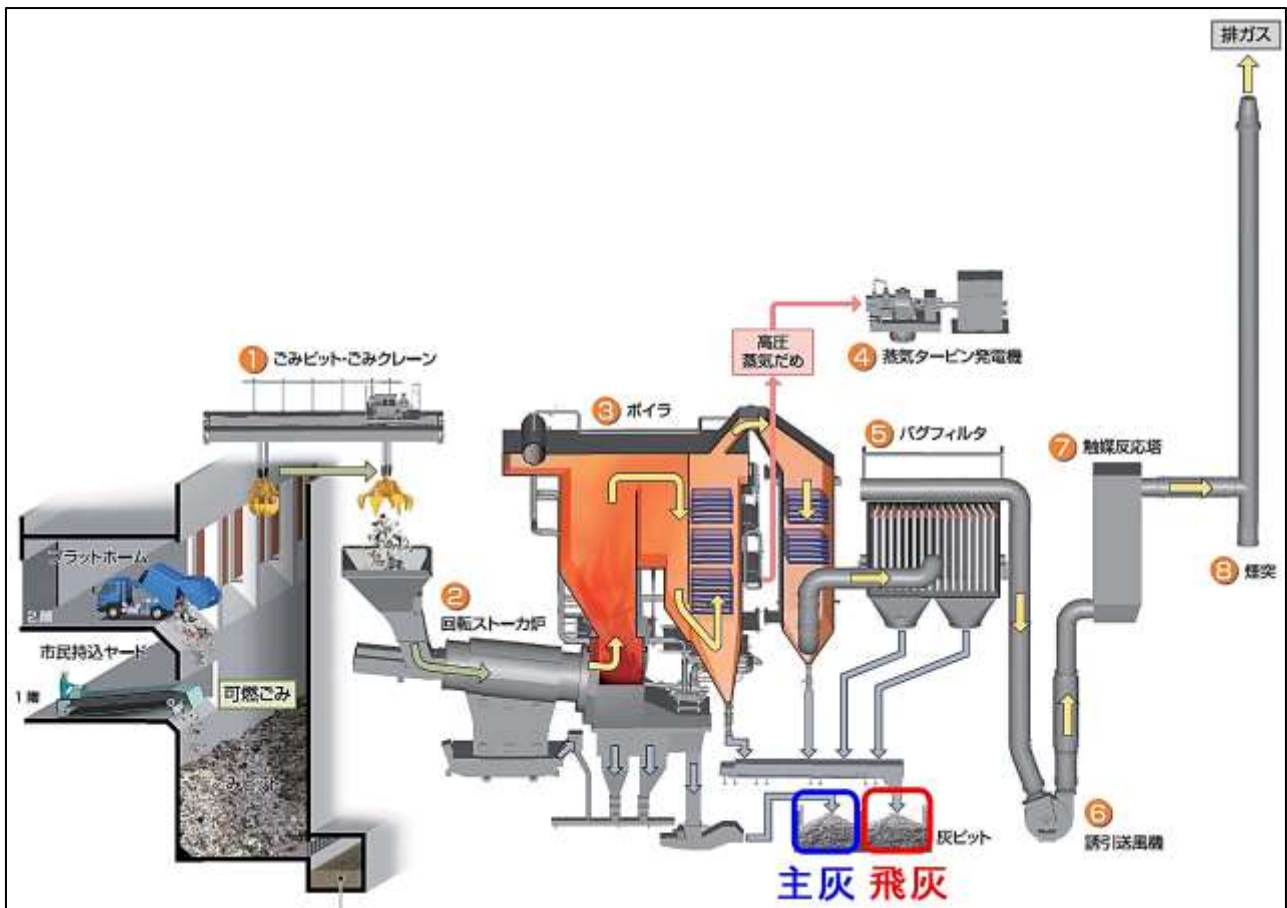
本施設内で発生する灰の約2割を占めます。

飛灰処理物は、飛灰を薬剤処理し安定化させたものです。

現在、飛灰及び飛灰処理物については、埋立処分及び再資源化の施設の受入基準を満たしていないため、当初予定していた処分先への搬入できません。そのため、基準を満たしていない飛灰については全量飛灰処理物として、事業者の責任で、専門の廃棄物処理事業者へ委託し、処分します。

現在、飛灰処理物については、本施設内及び最終処分場にて、飛散しないよう厳重な安全対策を講じて仮置きしています。

※ 主灰及び飛灰の発生箇所を以下に示します。



3 本施設の煙突から排出される排ガスについて

現在、ダイオキシン類の基準値の超過は、本施設内で発生する一部の灰（飛灰及び飛灰処理物）において発生している事象です。

本施設から排出される排ガスは、バグフィルタ、触媒反応塔という装置により、有害なものを取り除いたものです。この排ガスに含有されるダイオキシン類の濃度は、法基準及び本施設の自主管理基準を大きく下回っていることを以下のとおり確認しており、周辺環境への影響はありません。

※1 煙突から排出される排ガスに含有されるダイオキシン類の分析結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

法 基 準		0.1
本施設の自主管理基準		0.05
測 定 日	令和3年12月7日	0.00011 0.00004
	12月14日	0.000036
	令和4年1月13日	0.00000015
	2月11日	0.00000015

※2 飛灰及び飛灰処理物に含有されるダイオキシン類の分析結果

(単位：ng-TEQ/g)

	飛 灰	飛灰処理物
埋立、資源化の基準	3	3
令和3年11月8日	13	—
10日	—	3.7
17日	11	3.6
22日	7.8	8.2
12月3日	9.6	8.6
令和3年12月7日	6.5 9.2	—
8日	—	5.9
13日	7.2	—
14日	—	4.9
16日	—	5.3

20日	3.7 3.8	3.8
23日	5.1	4.7
令和4年 1月13日	3.0	2.6
14日	2.7	6
30日	3.1	3.5
31日	3.1	3.2
2月10日	3.7 3.5 4.4 3.5	4.2
11日	3.6 3.7	2.8
12日	4.6	3.9
14日	6.2	3.8
15日	5.6	4.1
16日	5.6	4.8

※ ダイオキシン類については、以下のリンクを参照してください。

・ 埼玉県環境科学国際センター

<https://www.pref.saitama.lg.jp/cess/cess-kokosiri/cess-kokol2.html>

・ 国立研究開発法人理化学研究所

http://www.spring8.or.jp/ja/news_publications/research_highlights/no_25/

4 ごみの受入れについて

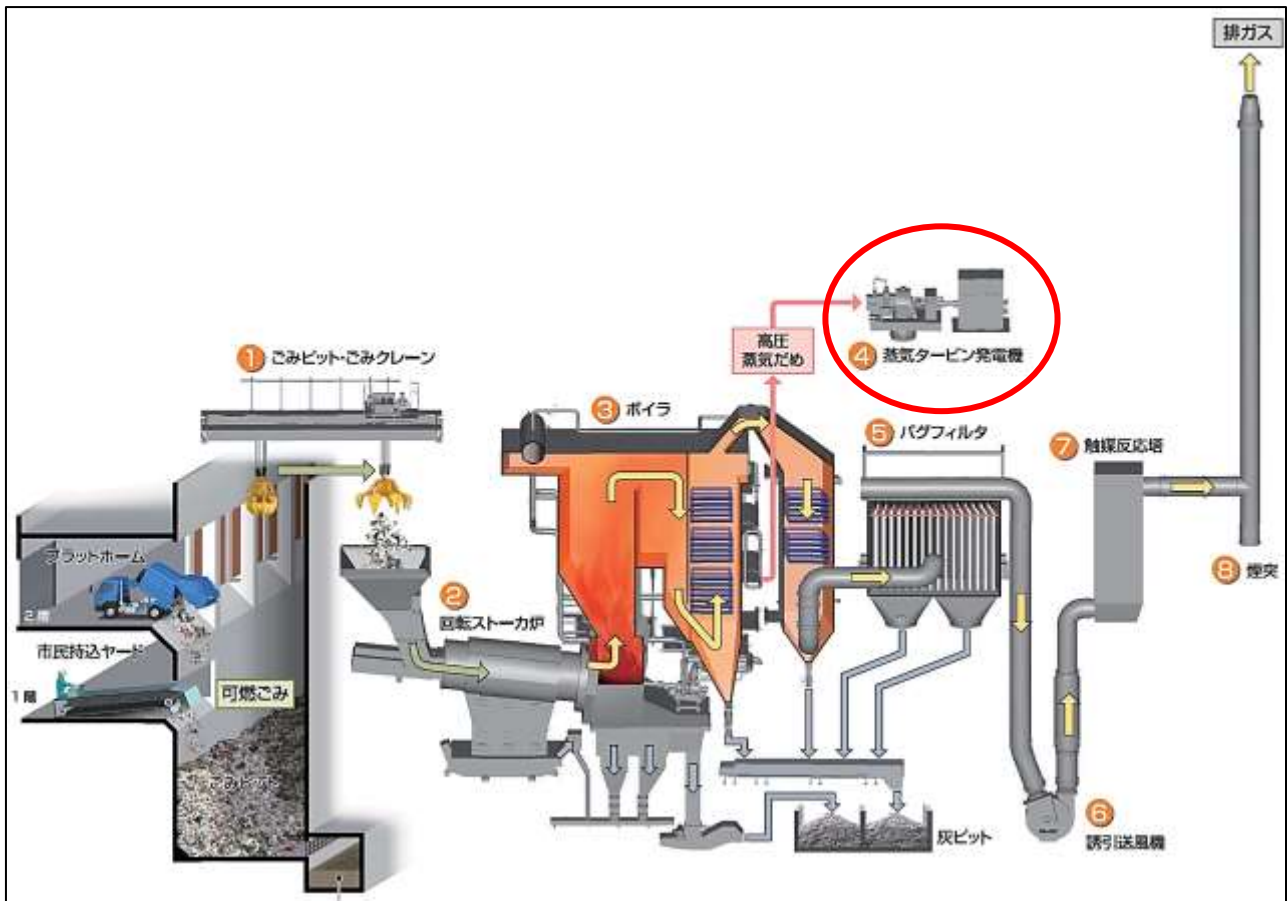
令和3年11月から、順次、2市2町のごみの受入れを行っています。

飛灰及び飛灰処理物の基準値超過について、ご心配をおかけしている状況ではありませんが、その他のごみ処理については問題なく運転しており、令和4年3月以降の2市2町のごみの受入れは通常どおり継続します。

5 蒸気タービン発電機の製造工程に係る不適切行為について

令和3年12月に、事業者からの報告で、蒸気タービン発電機メーカー（以下「タービンメーカー」という。）が部材メーカーから調達した蒸気タービン高圧車室（鋳鋼製）について、材料試験結果は JIS の基準を満たしているが、検査証明書に記載されている熱処理（焼きならし、焼きもどし）時間に虚偽（実際は短い時間）があったことが判明しました。

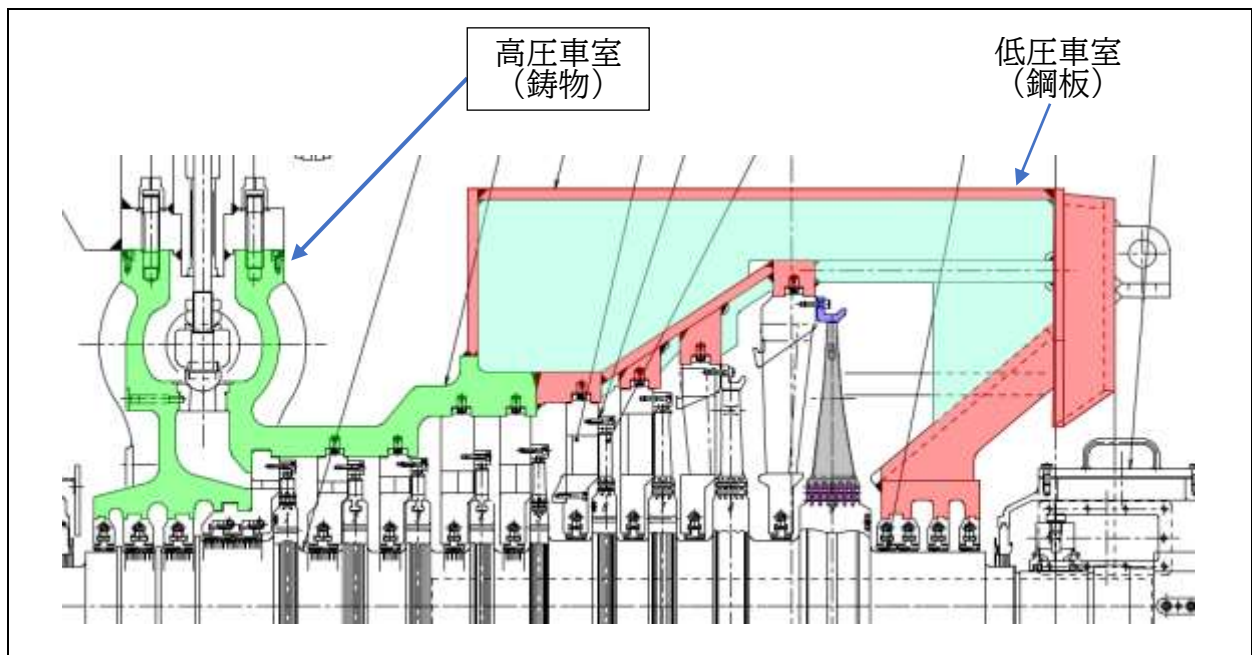
事業者が、タービンメーカーに対し安全性について確認中であり、本市は、事業者に製品の安全性の確認と証明を求めています。



蒸気タービン発電機



蒸気タービン発電機室 写真



蒸気タービン発電機 内部断面図

6 今後の対応について

本市は事業者に対し、本件について、早期の原因究明と対策を求めています。

また、事業者においては、その求めに応じ、原因究明と対策の検討を行っています。

本市並びに加古川市、稲美町及び播磨町の住民の皆様にも一日も早くご安心していただけるよう、本市及び事業者で、しっかりと対応してまいります。